四　建築物の内部								
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	
防火区画	壁の室内に面する部分				屋根	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		
防火区画の外周部	躯体等							
延焼のおそれのある部分及び外壁で準耐火構造又は耐火構造となしなければならない部分から開口部に設けられた防火設備の化及び損傷劣化の状況	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	金属笠木の劣化及び損傷の状況	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	屋根の劣化及び損傷の状況	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	支持部分等の劣化及び損傷の状況
目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。
開口部に設けられた防火設備に損傷があること。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。	笠木に著しいさび若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。	屋根ふき材に割れ、さび若しくは腐食があること又は緊結金物に著しい腐食等があること。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しいさび、腐食等があること。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。

(九)	(十)	(十一)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	
床								
躯体等			耐火建築物とすることを要しない建築物（耐火構造の壁又は準耐火構造の壁で防火区画を成するものに限る。）					
木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	補強コンクリートブロック造の壁面に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	部材の劣化及び損傷の状況	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	目視により確認する。	点検口等から目視により確認する。	
木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しいさび、腐食等があること。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。	鋼材に著しいさび、腐食等があること。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。	